

マーケティングシステム委託（ウィーチャット
によるデジタルマーケティング事業）

公募型プロポーザル実施要領及び提出様式

令和元年7月1日

富良野市経済部商工観光課

マーケティングシステム委託（ウィーチャットによるデジタルマーケティング事業） 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

マーケティングシステム委託（ウィーチャットによるデジタルマーケティング事業）

2 業務目的

現状、中国国内では、グーグルやユーチューブ、フェイスブック、インスタグラムやラインなど、日本で一般に使用されているデジタルサービスは、使用できず、日本の観光情報が十分に得ることができない状況にある。

テンセント社のデジタルサービス「ウィーチャット」は、ラインと似たデジタル総合サービスで、中華系を中心に11億人ものユーザーを抱えている。

こうしたウィーチャットのサービスは、日本人にはなじみが薄く、日本ではウィーチャットを活用した観光誘客事業はほとんど行われていない。

一方、国は、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日策定）」において、訪日外国人の旅行者数の目標を、2020年で4,000万人、2030年で6,000万人と設定している。

現在、中国では、2022年の北京五輪とあわせてスキー人口を急速に拡大させており、2017年の延べ1,750万人を2025年には3億人規模まで拡大させようと計画している。

平成31年3月に策定した市の観光ビジョン「FURANO VISION2030」が掲げる延べ宿泊数年間90万泊（2017年65万泊）、外国人延べ宿泊数年間25万泊（2017年14万泊）、一人当たり観光消費額8万円（2017年53,722円）の達成に向け、当市へ来訪する中国人観光客を増やし、中国人観光客が市内を訪れたときの観光消費を最大化させるための手法を検討する。

このため、ウィーチャットによる情報発信や別途規定する機能を有するシステムを開発し、ウィーチャットペイの決済データと連動させた、デジタルマーケティングの手法を適切に実施することより、中国からスキー客や春秋の閑散期への誘客を図り、FURANO VISION2030に掲げる目標達成に寄与することを目的とする。

（参考 FURANO VISION2030 のダウンロード）

<http://www.city.furano.hokkaido.jp/docs/2019041500019/>

3 業務委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 契約上限費

本業務委託の上限価格は、6,573千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、業務ごとの上限額は次のとおりとする。

(1) システム開発管理（公式アカウント及びミニプログラム）及びデータ分析等業務～業務内容は、本要領中「5 業務内容」の(2)(3)(4)(5)を参照のこと

4,373千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(2) フォロワー・会員拡大業務～業務内容は、本要領中「5 業務内容」の(6)を参照のこと

2,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務内容

(1) 提案にあたり、次の①～⑤のリクエストをふまえること

- ① 富良野市へ来た中国人のロコミを増やし、リピーター（夏に観光に来た客を、冬や春秋へ）や新規の観光客を増やしたい
- ② 中国人観光客（特にスキー中上級者層）をスキー場へ誘客したい
- ③ 富良野市の情報を中国本土へ発信する
- ④ 中国人観光客が当市へ旅に来て困らない、旅行しやすいまちにしたい
- ⑤ コンシェルジュフラノなど、富良野市中心市街地へ観光客を呼び込み、街なかを回遊させたい

(2) 公式アカウントの申請、開発について

本要領中「14 契約の締結」の規定により市と委託契約を締結する者（以下、「受託者」という。）は、業務委託期間内において次の業務を行うこととする

- ① 申請中の公式アカウントを引き継ぎ、概ね令和元年10月1日から公開を開始すること
- ② 公式アカウントにはボトムボタンを設置し、ミニプログラムで発信する情報とリンクさせること（ボタンの個数やリンクさせる情報内容について提案すること）
- ③ 週1回、記事を更新する（契約後受託者と協議し、例えば毎週水曜日の正午までといった更新ルールを決める）
- ④ 市から画像、動画や記事素材（日本語）を提供するので、受託者が文章化し記事をまとめた上で中国語へ翻訳を行い、記事をアップロードする
- ⑤ 画像～市から提供された画像のトリミング、サイズの調整、色味の調整、文字入れなど簡易的な補正を含むものとする
- ⑥ 動画～月に1本、3分以内の動画を作成し、公開する。動画素材は市から提供するので、受託者が、中国人が好むような編集を施し、字幕やナレーションなどを必要に応じて挿入する。動画については、中国及び中国以外の国でも視聴できるような形式とすること

(3) ミニプログラムの開発について～受託者は、遅くとも令和元年11月1日から開発したミニプログラムを公開するものとし、業務委託期間内において下記により運用するものとする。開発するミニプログラムの機能については、下記の機能については必須、そのほか市のリクエストに合致するような機能をそれぞれ提案すること

- ① 4個以上のボタンを設け、情報種別毎に中国人観光客にとってわかりやすく分類分けするものとする（ボタンの内容については提案すること）
- ② ナビゲーション機能～店舗等の地図情報、現在地、経路案内（ナビ機能）
- ③ 観光施設、飲食サービス、物販、宿泊、アウトドア観光（以下これらを総称して「店舗・サービス情報」という。）などを紹介する機能

《紹介ページの機能に関連して》

- ・ 本年度事業において紹介する店舗・サービス情報は、60施設程度を想定している
- ・ ミニプログラムで紹介する営業情報については、できるだけ市を經由せず受託者が店舗等から直接営業情報を提供してもらい、情報更新するようなしくみをつくること
- ・ 店舗等が、ふらの観光協会ホームページや、富良野料飲店組合のホームページ等、既存に公開されている情報をそのまま掲載することを希望する場合は、それらのデータを翻訳し、更新するものとする

・ 店舗等が、非デジタルデータ（手書き情報等）で情報提供した場合は、これをテキストデータ化し、それらのデータを翻訳し、更新するものとする

④ 画像～市から提供された画像のトリミング、サイズの調整、色味の調整、文字入れなど簡易的な補正を含むものとする

⑤ 動画～ミニプログラムから発信する動画について、動画素材は、市から受託者へ都度提供するものか、又はYOU TUBEにアップロードしているFURANO366動画（市から提供した動画、FURANO366動画については編集不要とする）を中国及び中国

视频攻略

More ▶



以外の国でも視聴できるような形式へ変換し視聴できるようにすることとする。ミニプログラムでは、すべての公開動画を視聴できるサイトをつくとともに、上の参考画像のように、その季節の動画5本程度をピックアップして視聴できる利用者がアクセスしやすいサイト（入口）も設けること

⑥ その他、情報内容に更新が必要なものが発生した場合については、随時対応するものとする。管理画面等を制作し、市側の担当も簡易な情報更新を行えるようにするなど、システム内容を運用しやすくする工夫についてもあわせて提案すること

⑦ いずれ、ミニプログラムに宿泊予約や体験観光の予約、物品レンタル予約やチケット購入などの機能を付加することを計画しているが、関係者の調整が整っていないことから、今回の発注では、これら機能の提案及びその開発する費用を計上しないこととする。これらの機能を今年度又は来年度以降に付加しようとするときは、受託者と協議し、別途発注するものとする

(参考ふらの観光協会 HP) <https://www.furanotourism.com/sp/jp/>

(参考富良野料飲店組合 HP) <http://furano-ryointen.com>

(参考Furano 366～ふらので叶えたい「366」のコト

<https://www.youtube.com/channel/UCKSvrQjZryvGGhMKF49s.jUA>)

(4) データの集積及び解析について

受託者は、業務委託期間内において次の業務を行うこととする

- ① ミニプログラムのデータ解析～月1回データを吸い出し、解析の上、誘客戦略を提案するレポートを提出、キャンペーンを実施した場合においては月1回に限らず同じくレポートを提出するものとする
- ② 市の発注したシステムとデータが連動するウィーチャットペイの決済データについても、月1回データを吸い出し、解析の上、誘客戦略を提案するレポートを提出する
- ③ それぞれ、どのような内容のデータをどのようにレポートするのは事業者からの提案に盛り込むこと

(5) その他システムの運用について

次の①～③の費用を見積もり、見積書を提出すること（③については、今回の発注には直接関係しないが、参考情報として提供すること）

- ① サーバーレンタル等の費用～公式アカウントやミニプログラムのデータを保存するサーバーレンタル等、その他必要とする維持管理費用について、令和元年10月から令和2年3月末までの費用を見積もること
- ② ミニプログラムのシステムメンテナンス費用～ミニプログラムのメンテナンス費用については、令和元年11月から令和2年3月末までの5か月間の費用を見積もること
- ③ 市発注のシステムの維持管理に関する費用（今回発注したシステムの維持管理及びメンテナンスに係る人件費を含む、今回発注したシステム以外のシステム開発費用を除く。また、維持管理業務について本要領「5 業務内容」の(3)③④⑤に規定している店舗情報や動画情報の追加及び更新を含むものとする。）について、令和2年度の12か月間において発生する費用について、見積もること

(6) 公式アカウント及びミニプログラムのフォロワー・会員を集める取り組みについて

- ① ウィーチャットのどんな手段（広告・キャンペーン等）をつかって、どのくらいの費用を費やし、どのくらいのフォロワー・会員を集めるか、提案すること
- ② 当市では10月に担当者が中国へ赴き、提携予定先の中国国内のスキー場やスポーツショップとの協力体制を構築することを計画しており、協力関係が構築できた場合は、中国国内オフラインキャンペーンを実施することを想定している。こうした動きと連動してフォロワーを増やす取り組みを提案し、必要な費用を見積もること
- ③ このほか、本委託業務の中で、フォロワー・会員をどのように富良野スキー場への誘客につなげるかについて提案すること
- ④ 提案書において、過去3年において提案者が受注し、日本国内で実施したウィーチャットの広告・キャンペーン等の内容とその効果についてレポートすること

(7) ウィーチャットペイの普及とウィーチャットエコシステムの教育について

ウィーチャットペイの普及については、本委託業務ではないが、本要領「5 業務内容」の(4)のデータ解析や、本要領「5 業務内容」の(6)のフォロワー・会員を集める上では、システム開発とウィーチャットペイ端末の連動性は重要であることから、本要領の「6 参加資格」に、「腾讯公司（テンセント社）のウィーチャットペイ関連会社（財付通（科技）有限公司）と直接契約するサービス代理店」という条件を加えている。

ウィーチャットペイを富良野市内においてどのように普及させ、かつ、ウィーチャットペイの契約先店舗をどのようにサポートできるのかについては、委託業務同様に提案を受け、業者選定の際の評価項目にも反映させるものとする。

富良野市の現状では、ウィーチャットペイ決済の導入済み店舗は、およそ20軒程度であり、その多くは、従業員が決済処理に関する教育を十分に受けていないため決済方法について自信がない、または、契約当時の高い手数料率から客に決済させることを店舗側が手控えている状況であり、決済が積極的に利用されていない状況にある。

現状をふまえ、提案内容には、次の①～④の内容を盛り込むものとする。

- ① ウィーチャットペイの獲得店舗数目標とその目標達成のために受託者が行うこと～令和2年3月末までの目標とする

※参考までに市商工観光課が参加しているふらの観光まちづくり戦略会議が今年5月に実施したQRコード決済導入状況調査で、「現状QRコード決済を導入しておらず、かつ、今後導入意向がある」と回答した店舗は20軒程度であった

- ② ウィーチャットペイの手数料率や口座振込手数料及びこれらに係る消費税の取り扱い、端末導入経費負担、その他特典など
 - ③ 契約店舗に対するエコシステム教育やサポート、日々の問合せ対応について
 - ④ エコシステムを機能させるための店舗への情報提供やキャンペーンの協力要請、店独自の販促への支援について、どんなことを実施するか、提案すること
 - ※ 市としては、ウィーチャットペイの普及のみを目的とする説明会等を開催する予定はない。説明会を企画する場合は、ウィーチャットエコシステムの構築や各店舗の販促支援などを盛り込んだ内容で、提案を行うこと
- (8) 打合せ協議
全体スケジュール、システム設計、更新について、都度打合せを行う。
- (9) 成果品
- ・ 報告書 データファイル一式 DVD 1部
 - ・ その他 アップロードしたデータ

6 参加資格

- (1) 単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ア 日本国内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - エ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は当該暴力団員が役員に就任している企業等
 - カ コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (3) 次の①及び②の条件を満たす者であること（コンソーシアムによる提案の場合は、コンソーシアムの構成員のいずれかが条件を満たせばよいものとする）。

- ① 2017年度、2018年度、2019年度の3年間においてウィーチャットのミニプログラムを開発し、完成・納品した実績があること
- ② 騰訊公司（テンセント社）のウィーチャットペイ関連会社（財付通（科技）有限公司）と直接契約するサービス代理店であること（注～本業務遂行にあたり、広告やキャンペーンに関して、受託者がテンセント社と直接交渉することが必要となるため、条件とした）

7 スケジュール

- (1) 公募開始
令和元年7月 1日（月）
- (2) 参加表明・質問提出期限
令和元年7月10日（水）

- (3) 質問回答期限
令和元年 7 月 1 7 日 (水)
- (4) 提案書・見積書提出期限
令和元年 7 月 3 1 日 (水)
- (5) 提案説明 (プレゼンテーション) 及びヒアリング
令和元年 8 月上旬
※日時・場所等は、対象となる参加事業者に別途通知します。
- (6) 受託候補者決定
令和元年 8 月中旬
- (7) 契約締結
令和元年 8 月下旬

8 参加表明書の提出方法

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書 (単独企業の場合は様式第 1 号の 1 を用い、コンソーシアムの場合は様式第 1 号の 2 を用いるものとする)
 - イ 会社概要 (様式第 2 号) 及び添付書類 (様式第 2 号に記載)
- (2) 提出期間
 - ・ 令和元年 7 月 1 日から令和元年 7 月 1 0 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出先
 - 郵便番号 076-0031 富良野市本町 2 番 27 号コンシェルジュプラノ 2F
 - 富良野市経済部商工観光課 (担当: 対馬、張)
 - 電話: 0167-39-2312
- (4) 提出方法
 - ・ 持参又は郵送によることとし、FAX によるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと
- (5) 参加資格の要件審査
 - ・ 参加表明書及び関係書類 (以下、「参加表明書等」という。) による参加資格の要件審査の適否については、参加資格要件審査結果通知書 (様式第 3 号) により通知する

9 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書等の審査により参加資格が適合と判定された者 (以下、「資格適合者」という。) は企画提案書を作成し提出することができる。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 (様式任意)
 - イ 会社概要 (様式任意) ~所在地、資本金、年商、組織図、業務資格、業務内容等がわかるものとする
 - ウ 令和元年度事業の見積書 (様式任意)
 - エ 令和 2 年度の 12 か月分のシステム維持管理経費の見積書 (様式任意) ~本要領中「5 業務内容」の(5)-③に基づき見積もること
※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。(任意様式)
※ウ及びエの見積書は、業務内容ごとの内訳を記載した見積書とすること。
※見積書の宛先は「富良野市長 北猛俊」宛とすること。
- (2) 提出部数
 - ・ 正本 1 部 副本 6 部

(3) 提出期間

- ・ 令和元年7月22日（月）から令和元年7月31日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(4) 提出先

- ・ 上記8-(3)に同じ。

(5) 提出方法

- ・ 持参又は郵送によることとし、FAXによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと

(6) その他

- ・ 本要領中「8 参加表明書」の参加表明書を提出後、本要領9-(1)ア～エの提出書類を提出しない場合は、任意の様式にて、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 企画提案書の規格

A4サイズとし、様式については特に定めのないものとする。ただし、A4サイズに収まらない図表等があれば、A3サイズを用いてもよいものとする（A4サイズに折り込むこと）。

(2) 企画提案書の構成

本要領中「5 業務内容」に規定の内容をふまえたものとし、次の①～⑧について記載すること

- ① 公式アカウントの申請、開発について（要領5-(2)）
- ② ミニプログラムの開発について（要領5-(3)）
※ ①、②については、スマートフォンで閲覧した場合のデザインイメージ画像を制作し、提案すること
- ③ データの集積及び解析について（要領5-(4)）
- ④ その他システムの運用について（要領5-(5)）
- ⑤ 公式アカウント及びミニプログラムのフォロワー・会員を集める取り組みについて（要領5-(6)）
- ⑥ ウィーチャットペイの普及とウィーチャットエコシステムの教育について（要領5-(7)）
- ⑦ 業務スケジュール
- ⑧ 本業務委託の業務実施体制（ウィーチャットペイの普及やエコシステムの教育についても含む）

(3) 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書及び本要領9-(1)の提出書類が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）により通知する（※有効とする場合は通知しない）。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

11 質疑応答

(1) 提出様式

質問書（様式4）

(2)提出期限

令和元年7月10日(水)午後5時まで必着

(3)提出方法

電子メール

(4)回答方法

全ての資格適合者に対し、令和元年7月17日(水)午後5時までに電子メールで回答します。

12 提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングの実施

企画提案内容の審査のため、市職員で構成する「マーケティングシステム委託(ウィーチャットによるデジタルマーケティング事業)公募型プロポーザル審査会」を開催し、ヒアリングを実施します。

(1)開催日時・場所

令和元年8月上旬 ※日時・場所等は、対象となる参加事業者に別途通知します。

(2)参加人数

3名までとする。

(3)説明時間

30分以内の説明後、質疑応答

(4)実施方法及び留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案に沿って内容等の説明を行う。
- ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは市で準備する。これ以外の必要な機器等は、提案者において準備すること。これら機器の準備時間は、説明時間には含まないものとする

13 受託候補者の選定

(1)選定方法

「マーケティングシステム委託(ウィーチャットによるデジタルマーケティング事業)委託公募型プロポーザル審査会」による提出書類、提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを総合的に評価し、評価点数が最高得点となった者を受託候補者として選定する。

(2)評価基準

別表に定める。

(3)結果通知

選定結果は書面により個別に参加事業者へ通知するとともに、市公式ホームページで公開する。

14 契約の締結

市と上記13で選定された者と契約内容等について協議を行い、随意契約により契約を締結する。

契約が成立しない場合は、評価順位が次の順位の者と協議を行うものとする。

15 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1)提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4)実施要領等に違反すると認められる場合
- (5)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

16 その他

- (1)本プロポーザルに要する費用は全て提案者が負担する。
- (2)提出書類等は、返却しない。
- (3)提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4)提出書類等は、無断で審査目的外に使用しない。
- (5)提出書類等は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6)本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7)審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (8)選定過程の透明性を確保するため、必要な限度で提案者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (9)本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 事務局（問い合わせ、書類の提出先）

富良野市役所経済部商工観光課（担当：対馬、張）

住所：〒076-0031 富良野市本町2番27号コンシェルジュフラノ2F

電話：0167-39-2312（直通）

電子メールアドレス：kankou-ka@city.furano.hokkaido.jp

マーケティングシステム委託（ウィーチャットによるデジタルマーケティング事業）
公募型プロポーザル評価基準

No.	評価項目	評価基準	配点	評価点数			
				優	良	可	不可
①	運営体制・実績 (10点)	本事業を円滑に実施するために必要な実施体制、責任者、スタッフ等を確保しているか	5	5	3	1	0
		中国人観光客の誘客増という目的達成のために必要な実績と能力を提案者自身が有しているか	5	5	3	1	0
②	企画概要 (15点)	本事業の目的を反映した実施方針・コンセプトを提示しているか	5	5	3	1	0
		提案する事業の構成内容や実施スケジュールが適切か	5	5	3	1	0
		富良野市の実情を的確に把握し、富良野らしさに寄り添った提案か	5	5	3	1	0
③	公式アカウント・ミニプログラム (40点)	公式アカウント・ミニプログラムの開発実績と能力を提案者が有しているか	5	5	3	1	0
		公式アカウント・ミニプログラムのデザイン案が視覚的なデザイン性や実用性に優れたものか	10	10	5	2	0
		ミニプログラムの機能について市の設定したリクエストをふまえた提案がなされているか	5	5	3	1	0
		公式アカウント・ミニプログラムの情報更新における市と受託者の役割分担が適切かどうか、情報をできる限り多く発信できる提案となっているか	10	10	5	2	0
		ウィーチャットのエコシステムにおけるデータ分析などについて実績が認められ、④誘客・フォロワー等の確保につながるデジタルマーケティングの提案がなされているか	10	10	5	2	0
④	誘客・フォロワー等の確保 (20点)	フォロワー・会員の集客手段が、実現性が認められ、効果が上がると認められる内容か	10	10	5	2	0
		富良野市への冬のスキー客や閑散期の誘客につながる認められる内容が提案されているかどうか	10	10	5	2	0
⑤	ウィーチャットペイの普及について (10点)	日本国内においてウィーチャットペイの普及の取り組みについて実績があり、富良野市での普及に効果があると認められる提案かどうか	5	5	3	1	0
		店舗にウィーチャットペイの決済方法やウィーチャットのエコシステムによる誘客手段を効果的に理解させる取り組みを提案しているかどうか	5	5	3	1	0
⑤	見積価格 (5点)	見積金額が提案内容に対し適正であるかどうか	5	5	3	1	0
			100				